

[この記事をプリント](#)

Tokyo Broadcasting System, News Portal Site

## AV出演拒否した女性に違約金請求などのトラブル相次ぐ

アダルトビデオの出演を断った女性に対し、プロダクションが2400万円以上の違約金を求める裁判を起こしました。女性の弁護士や支援団体は29日に会見を行い、こうしたトラブルが相次いでいると注意を呼びかけています。



「タレントになりませんか？」

このひと言が全ての始まりでした。判決や弁護団によりますと、事の発端は4年前。当時、高校生だったAさんは街でスカウトマンだという男性から「タレントにならないか」と声をかけられたといいます。ところが3か月後、Aさんが向かった仕事先は露出度の高いグラビアの撮影現場でした。

「女性が嫌だと言うと、『契約した以上現場に行かないといけない』『契約上の義務である』と言って脅して、わいせつな作品へ出演させていた。未成年当時は1円も本人に対する報酬の支払いはなく、全てプロダクションが搾取していた」（伊藤和子弁護士）

プロダクションとAさんは「営業委託契約」を交わしていました。しかし、弁護団によりますと、ろくに契約内容を読む時間も与えられず、親の同意も得ないままサインをさせられたといいます。

それから数年後、Aさんが20歳になると、今度はプロダクション側がAさんにアダルトビデオへの出演を執拗に迫ったといいます。Aさんはやむを得ず、一度は撮影に応じました。その撮影は複数の男性との性行為を強要される内容で、Aさんを心身ともにひどく傷つけるものでした。さらにプロダクションは、次の出演も要求してきたといいます。

「やめさせてほしい」（Aさん〔弁護団による〕）

こう訴えたAさんに対し・・・

「違約金は1000万円に上る。あと9本撮影しないとやめられない」（プロダクション側〔弁護団による〕）

両親には知られたくありませんでした。追い詰められたAさんは民間の支援団体に相談し、「契約解除」の書面をプロダクションに送りました。するとプロダクションは、およそ2400万円の違約金支払いを求める訴訟を起こしました。

これについて東京地裁は今年9日、「プロダクションは被告の意に反するにもかかわらず、アダルトビデオへの出演を決定し撮影に従事させようとした」として、プロダクションの訴えを退ける判決を出しました。

「意に反した場合には、すぐに辞めていいという契約だと、はっきりした点は大きいこと。AVの法規制も含め、これだけの被害が出ているので取り組んでほしい」（伊藤和子弁護士）

判決を受けて、Aさんはこのようなコメントを出しました。

「たとえ裁判が終わっても、一度でもグーグルの検索結果やネットの動画サイトに流れたものはなかなか消えません。いつどこで誰に知られてしまうのか分かりません。それにおびえて生きるのは苦痛です」（Aさんのコメント）

相談を受けている民間の支援団体によりますと、今年になって寄せられた相談59件のうち、多くがアダルトビデオの出演をめぐるトラブルだといいます。

「とても深刻な被害。自分のこの姿がずっと世界中に回っているかと思うと、居ても立ってもいられない、死にたい。事実自殺した人もいる」（PAPS（ポルノ被害と性暴力を考える会）宮本節子氏）

相次ぐ被害に、担当した弁護士は注意を呼びかけています。

「安易な誘いに乗らないでほしい。勇気を持って逃げてほしい。相談機関に来てほしい」（伊藤和子弁護士）  
(29日20:41)